再生医療等製品販売業許可申請

申請対象	次の場合には、事前に許可申請が必要です。 1 新規に店舗を営業するとき 4 別法人、別の個人への営業者変更 2 個人から法人への営業者変更 5 店舗の移転 3 法人から個人への営業者変更 6 構造設備の大規模な変更					
注意点	1 新規営業の手引き(タイムスケジュール)を必ず最初にご覧下さい。 2 申請手数料(29,000円)は、申請書提出時に奈良県収入証紙で納付して下さい。					
提出書類・省略可能書類	製品営業所管理者の資格要件及び添付する資格証明書類」をご覧下さい。 ※申請書の申請者の欠格条項の(6)欄に該当するおそれがある者については、当該申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書の提出が必要です。(発行後、3ヶ月以内のものを					
3、4、5は、既に同一内容の書類を他の申請・届出で提出済みの場合は省略可能で						
の概要 構造設備	1 業務に必要な広さと保管設備、直射日光を防ぐための設備を有すること。2 再生医療等製品と他の物品の陳列・保管を明確に区別すること。3 冷蔵庫を設置(※冷暗貯蔵が必要な再生医療等製品を取り扱わない場合は、適用除外も可能)。					
担当	奈良県薬務課薬事係 奈良市登大路町30 (電話:0742-27-8670、FAX:0742-27-3029) 【 担当者不在の場合もありますので、ご来庁の際は事前に電話予約をお願いします。】					

① 新規営業の手引き(タイムスケジュール)

検査日の予約 (随時) 新規申請店舗の実地検査は、毎月8日頃、23日頃の薬務課指定日です。 ※工期遅延·計画撤回等で検査予約を変更する場合は、必ずご連絡下さい。



申請書の提出 (検査の1週間以上前) 申請手数料(29,000円)は、奈良県収入証紙で納付して下さい。 ※許可証の郵送交付を希望する場合は、切手440円分をご持参下さい。



検査当日 (毎月概ね8日、23日)

営業所内の照明・換気・保管設備等を確認します。



許可証の交付

検査の1週間後の午後以降に、許可証を交付します。 受取の際には、来庁される方の認め印をお持ち下さい。

② 再生医療等製品営業所管理者の資格要件及び添付する資格証明書類

(-	1から	4 (3	資 格 要 件 3) 二) までのいずれかに該当すること)	資格欄 (条文)	添付する資格証明書類		
1	で、		告しくは高校又はこれと同等以上の学校 化学又は生物学に関する専門の課程を 首	規則196条 の4第1号	卒業証書の写し(本証を持参) 又は卒業証明書		
2	で、 た後	薬学、 、再生	きしくは高校又はこれと同等以上の学校 化学又は生物学に関する科目を修得し E医療等製品の販売・授与に関する業務 E従事した者	規則196条 の4第2号	単位履修証明書及び従事年数証 明書		
3	再生医療等製品の販売・授与に関する業務に5年 以上従事した者			規則196条 の4第3号	従事年数証明書		
4	都道府県知事が上記1から3までに掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認めた者						
	(1) 医師、歯科医師、薬剤師、獣医師いずれかの 資格を有する者			規則196条 の4第4号	医師免許証、歯科医師免許証、 薬剤師免許証、獣医師免許証の 写し(本証を持参)		
	(2)	再生	医療等製品製造販売業の総括製造販売責任	壬者の要件を活	満たす者		
		イ)	大学等で医学、歯学、薬学、獣医学又は生物学に関する専門の課程を修了した者	規則196条 の4第4号	卒業証書の写し(本証を持参) 又は卒業証明書 注)卒業学科から資格の有無が 判断できない場合は、単位取得 証明書を併せて添付する。		
		□)	旧制中学若しくは高校又はこれと同等 以上の学校で、医学、歯学、薬学、獣 医学又は生物学に関する専門の課程を 修了した後、医薬品、医療機器又は再 生医療等製品の品質管理又は製造販売 後安全管理に関する業務に3年以上従 事した者	規則196条 の4第4号	卒業証書の写し(本証を持参) 又は卒業証明書及び従事年数証 明書 注)卒業学科から資格の有無が 判断できない場合は、単位取得 証明書を併せて添付する。		
	(3) 再生医療等製品製造業の製造管理者の要件を満たす者						
		イ)	医師、医学の学位を有する者	規則196条 の4第4号	医師免許証の写し(本証を持参)、卒業証書の写し(本証を 持参)又は卒業証明書		
		□)	歯科医師であって細菌学を専攻した者	規則196条 の4第4号	歯科医師免許証の写し(本証を 持参)及び単位取得証明書		
		/ \)	細菌学を専攻し修士課程を修了した者	規則196条 の4第4号	卒業証書の写し(本証を持参) 又は卒業証明書及び単位取得証 明書		
		=)	大学、専門学校等で微生物学、細胞生物学、分子生物学、発生生物学その他これらに関する内容を含む科目の講義及び実習を受講し、修得した後、再生医療等製品又はそれと同等の保健衛生上の注意を要する医薬品、医療機器等の製造等に関する業務に3年以上従事した者	規則196条 の4第4号	単位取得証明書及び従事年数証 明書		